

地域自治組織（地域自治区・合併特例区）について

第27次地方制度調査会では、昨年11月、今後の地方自治制度のあり方について、「基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。」という答申をしています（注：「基礎自治体」「市町村」）。

政府は、この答申を受けて、現在開会中の第159回国会に、市町村に地域自治組織を設置するための法案を提出しており、現在、衆議院で審議中です。

合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）の一部を改正する法律案の概要

合併特例区等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1つまたは2つ以上の旧市町村単位の法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以内）設置できる制度を創設する。

合併特例区には、区長、合併特例区協議会を置く（区長、協議会構成員は公選としない）。

課税権、起債（長期借入金の借入）権はもたない。

住居表示にはその区の名称を冠する。

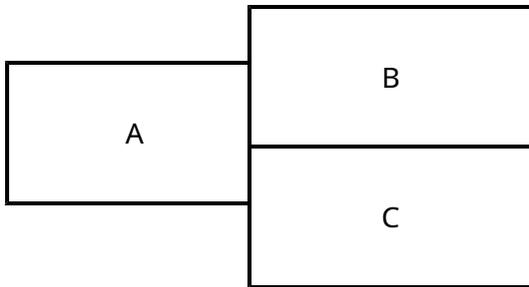
法人格を有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設

合併特例法に基づく地域自治区・合併特例区のイメージ

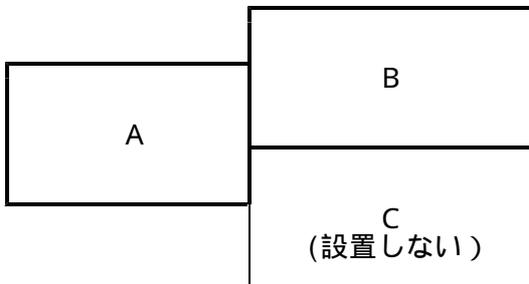
- 1 地域自治区・合併特例区とも、合併前の協議によって、全部の区域または一部の区域に設置することができる。
- 2 設置できる期間 : 地域自治区 合併前の協議で定める期間（上限なし）
合併特例区 合併前の協議で定める5年以内の期間
- 3 平成17年3月31日までに合併した場合（特定合併）の特例
合併後においても、平成18年3月31日までの間は、合併特例法に基づく地域自治区及び合併特例区を設置することができる。

地方自治法による地域自治区は、いつでも設置できる。
すべての区域に設置しなければならない。
旧市町村単位に限らず、新たに区域を設定することができる。

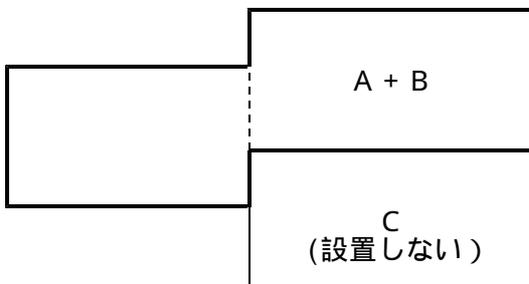
例 旧市町村ごと（全区域）



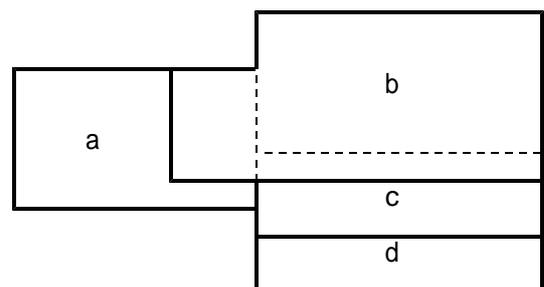
例 旧市町村ごと（一部の区域）



例 旧市町村の区域を合わせて



地方自治法に基づく地域自治区の場合には、次のように、旧市町村単位だけではなく、新たに区域を設定して設置することが可能。ただし、すべての区域に設置しなければならない。

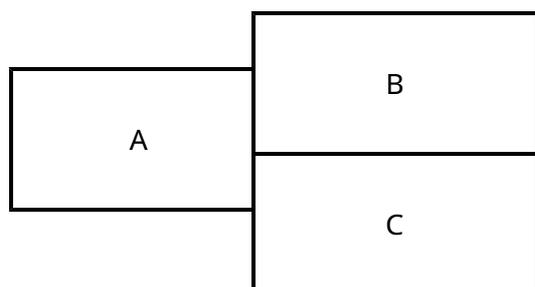


合併特例法に基づく地域審議会のイメージ

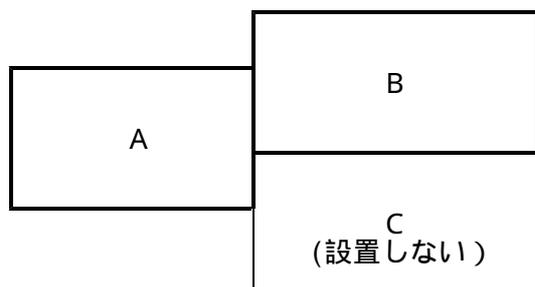
- 1 地域審議会は、合併前の協議によって、全部の区域または一部の区域に設置することができる。
- 2 設置できる期間 : 合併前の協議で定める期間
- 3 平成17年3月31日までに合併した場合（特定合併）の特例 地域審議会に関する特例はない。

地域審議会は、地方自治法138条の4第3項の規定に基づく市町村長の附属機関であり、合併後においても、条例により、同様の趣旨の審議会を設置することは可能。

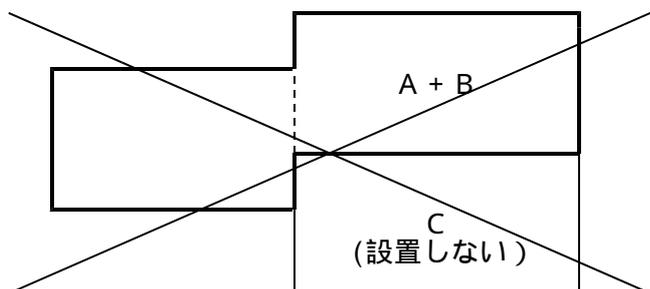
例 旧市町村ごと（全区域）



例 旧市町村ごと（一部の区域）

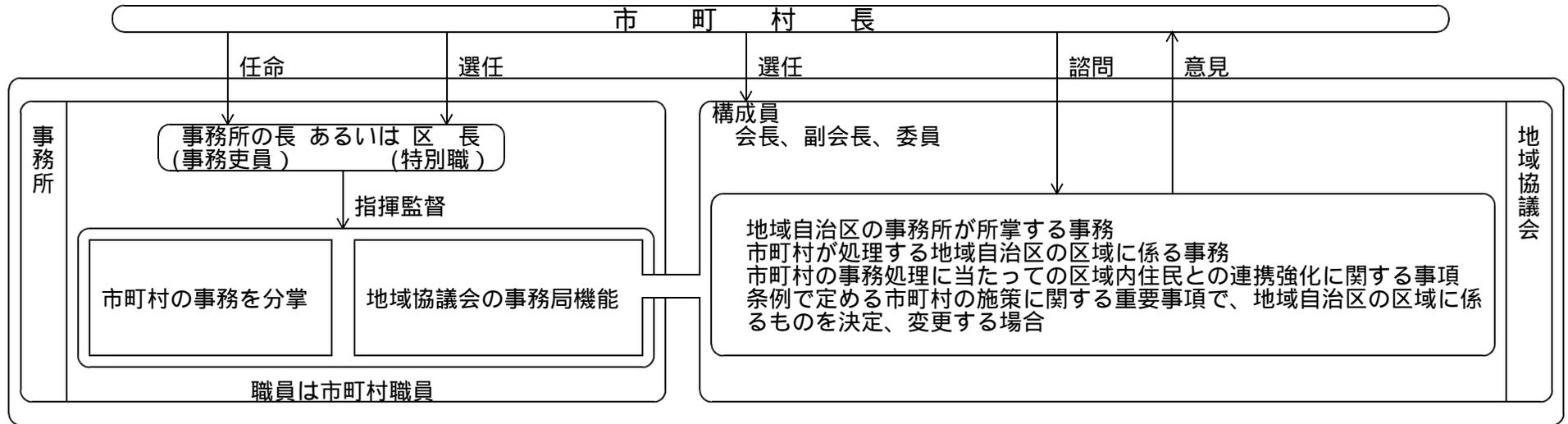


例 旧市町村の区域を合わせて設置することはできない。

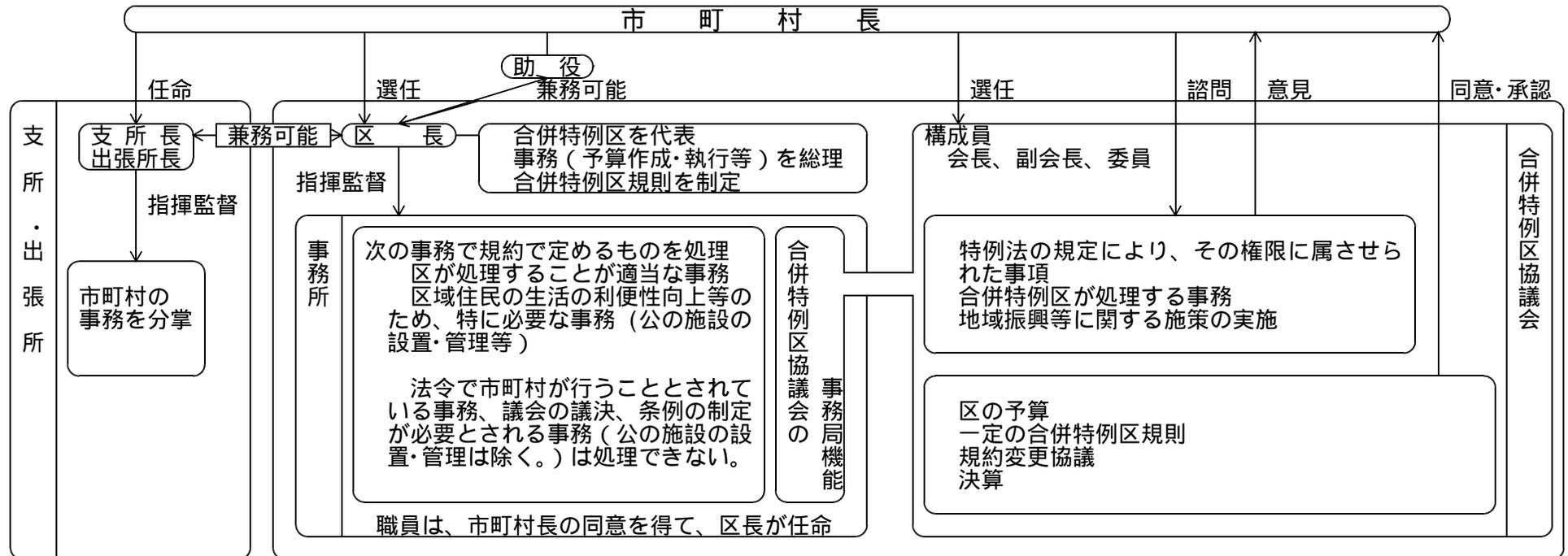


地域自治区と合併特例区の組織イメージ

地域自治区



合併特例区



地域自治区・合併特例区・地域審議会の比較

地 域 自 治 区 (合併に関係なく設置することが可能) 印は、合併に際して設置する場合の特例措置	合 併 特 例 区 (合併に際してのみ設置することが可能)	地 域 審 議 会 (同 左)	
設置手続等	<p>条例を定め、区域を分けて設置できる。 市町村の全区域を対象に設置しなければならない。 旧市町村単位に設置する必要はない。 合併前の協議により(議会の議決が必要、以下同様)、1つまたは2つ以上の旧市町村単位に設置することができる。 市町村の全区域を対象とする必要はない(一部区域での設置可)。 旧市町村単位(旧市町村に区域を合わせることは可)で設置しなければならない。</p>	<p>合併前の協議により規約を定め、知事の認可を得て、1つまたは2つ以上の旧市町村単位に設置することができる。 同左 同左 設置の際、関係市町村の権利のうち、協議で定めるものを合併特例区が承継できる(権利のみで義務の承継はできない)。</p>	<p>合併前の協議により、旧市町村単位で設置することができる。 同左 旧市町村単位で設置する必要があり、旧市町村の区域を合わせて設置することはできない。</p>
法人格	法人格は有しない。	(地方自治法第1条の3第1項の) 特別地方公共団体	法人格は有しない。 (地方自治法第138条の4第3項による市町村長の附属機関)
設置期間	期間の定めなし 合併に際し設置する地域自治区は、合併前の協議で定める期間(上限なし)	5年以内で規約で定める期間	合併前の協議で定める期間(上限なし)
機能・事務	<p>市町村長の事務を分掌し、これを地域住民の意見を反映させつつ処理</p> <p>市町村長の事務を分掌する点では、支所と類似するが、次の点が異なる。 地域協議会を置くこと 合併に伴い設置する場合には、一定期間、区長(特別職)を置くことができる 住居表示には、市の名称とともに区の名称を冠する必要がある。</p>	<p>次の事務のうち規約で定めるものを処理 区で処理することが効果的な事務 区域住民の生活の利便性向上等のため、特に必要な事務 例 公の施設の設置・管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域の財産(里山、ブナ林等)の管理 法令で市町村が行うこととされている事務及び議会の議決又は条例の制定が必要とされている事務(公の施設の設置・管理を除く。)は処理できない。</p>	/

	地 域 自 治 区 (合併に関係なく設置することが可能) 印は、合併に際して設置する場合の特例措置	合 併 特 例 区 (合併に際してのみ設置することが可能)	地 域 審 議 会 (同 左)
組 織			
区 長 置 設	合併に関係なく設置する地域自治区には、区長を置くことができない。 合併に際し設置する地域自治区には、合併前の協議により、期間を定めて、事務所の長に代えて区長(特別職)を置くことができる。	必置	
資 格	地域行政運営に関し優れた識見を有する者 住所要件なし(その区域の住民でなくてもよい)	市町村長の被選挙権を有する者	
選 任 方 法	市町村長が選任	同左	
期 間	2年以内で協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間	
法 的 身 分	(地方公務員法第3条の)特別職	同左	
権 限	市町村長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。 市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう市町村長、公共的団体等と緊密に連携を図りつつ担任する事務を処理。	合併特例区を代表し、事務(予算作成・執行、会計、決算等)を総理する。 合併特例区の職員を指揮監督する。 合併特例区規則を制定できる。	
給 料 手 当	条例に基づき支給	合併特例規則に基づき支給	
兼 職	常勤の職員と兼ねることはできない	助役、支所・出張所長と兼ねることができる	
事 務 所 位 置	合併前の協議で定める。	規約で定める	
長 官	事務吏員をもって充てる。	事務所の職員のなかから任命する。	
職 員	市町村職員	市町村職員のなかから、市町村長の同意を得て、区長が任命	
職 員 給 与	市町村が支給	同左	

	地 域 自 治 区 (合併に関係なく設置することが可能) 印は、合併に際して設置する場合の特例措置	合 併 特 例 区 (合併に際してのみ設置することが可能)	地 域 審 議 会 (同 左)
協 議 会 (審 議 会) 名 称 権 限	<p>地域協議会</p> <p>市町村長は、市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該地域協議会（合併特例区協議会、地域審議会）の意見を聴かなければならない。</p> <p>地域自治区の事務所が所掌する事務、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務、市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項について、市町村長等により諮問されたものまたは必要と認めるものについて、審議し、意見を述べることができる。</p> <p>市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項（例：基本構想等）であつて地域自治区の区域に係るものを決定したり、変更しようとする場合に、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>市町村長等は、地域協議会の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>合併特例区協議会 合併特例法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 同左</p> <p>合併特例区が処理する事務、地域振興等に関する施策の実施その他の市町村が処理する事務であつて合併特例区の区域に係るものに関し、市町村長等から諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、意見を述べるができる。</p> <p>区の予算、一定の合併特例区規則、市町村長の規約変更協議等についての同意、決算の認定等 市町村長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定したり、変更しようとする場合に、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 市町村長等は、合併特例区協議会の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>地域審議会</p> <p>同左</p> <p>当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議しまたは必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べるができる。</p>
構 成 員 格	区域内に住所を有する者	区域内で住所を有する者で、市町村議会議員の被選挙権を有する者	合併前の協議で定める (以下同じ)
定 数	条例（合併前は協議、以下同様）で定める。	規約（合併後は定款、以下同様）で定める。	
選 任 方 法	市町村長が選任	規約で定める方法で市町村長が選任	
任 期	4年以内で条例で定める	2年以内で規約で定める。	
報 酬	支給しないことができる	同左	

	地 域 自 治 区 (合併に関係なく設置することが可能) 印は、合併に際して設置する場合の特例措置	合 併 特 例 区 (合併に際してのみ設置することが可能)	地 域 審 議 会 (同 左)
協 議 会 (審 議 会) 会 長 及 び 副 会 長 任 期 権 限 選 任 方 法	構成員の任期と同じ 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。 条例で定める。	同左 同左 規約で定める。	合併前の協議で定める (以下同じ)
財 源 措 置	市町村において所要の措置	市町村からの移転財源等で運営(課税権、地方債の発行権は無し)	
住 居 表 示	住居表示には、市の名称とともに区の名を冠する必要がある(設置期間終了後、引き続き、旧市町村単位に地域自治区を設置する場合も同様)。	同左 (同 左)	

平成17年3月31日までに合併(特定合併)した場合の特例措置

	合併後に、条例で地域自治区・区長を設置することができる。この場合、協議で定めることとしている事項も条例で定める。 (ただし、平成18年3月31日までに設置することが必要)	合併後に定款を定め、知事の認可を得て合併特例区・区長設置することができる。この場合、規約で定めることとしている事項も定款で定める。 (同 左)	
--	--	--	--

市町村長が、地域審議会、地域自治区の地域協議会、合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない事項、審議会、協議会が意見を述べることができる事項

共 通

市町村建設計画を変更しようとする市町村長は、あらかじめ、地域審議会、合併に係る地域自治区の地域協議会、合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

地域審議会

市町村が処理する当該区域に係る事務に関し市町村の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項について市町村長に意見を述べることができる。

地域協議会

市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

次に掲げる事項のうち、市町村長等により諮問されたもの、または必要と認めるものについて、審議し、市町村長等に意見を述べることができる。

地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

合併特例区協議会

市町村長は、規約で定める市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に関するものを決定し、または変更しようとする場合において、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施等市町村が処理する事務であつて合併特例区の区域に係るものに関し、市町村長、合併特例区の長等より諮問された事項または必要と認める事項について、審議し、市町村長、合併特例区の長等に意見を述べることができる。

合併特例区（の長）の具体的な権限(例)

市町村長の同意を得て、市町村職員のうちから職員を任命することができる。

合併特例区規則を制定することができる。

通常予算、補正予算、暫定予算を作成する。

合併特例区の会計を行う。

決算を調製する。

(合併特例区は) 使用料、加入金、手数料を徴収することができる。

(合併特例区は) 公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができる。

行政財産の用途、目的を妨げない限度で使用を許可することができる。

(合併特例区は) 基金を設置できる。

(合併特例区は) 公の施設を設置することができる。

(合併特例区は) 指定管理者に公の施設の管理をさせることができる。

市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものは、合併時に、合併特例区が承継できる。

地方税の賦課徴収、地方債の起債はできない。

合併特例区の長が、合併特例区協議会の同意を得なければならない事項

1 次に関する規則を定めるとき

合併特例区規則の施行日

規則の公告の方法（公告式）

休日

特別会計の設置

財産の管理及び処分

財政状況の公表の方法

公の施設の設置

給料、手当、旅費、報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法

使用料、加入金及び手数料

基金の設置、目的、管理及び処分

重要な公の施設の廃止または独占的な利用（出席構成員の3分の2以上の同意）

指定管理者による公の施設の管理に関する指定の手続き、管理の基準、業務の範囲等

2 規約の変更

3 指定管理者の指定

4 公の施設の区域外設置

5 予算

6 決算(認定)

合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項について合併特例区協議会の同意を必要とするものを定めることができる。

指定管理者が利用料金を定めるときは、あらかじめ合併特例区の承認を受けなければならない。